

提出された意見とそれに対する区の考え方

第1編 総論

	意見概要	意見に対する区の考え方
1	計画、構成等の開示	区国民保護計画は、区の施設や関係機関に送付するとともに、区のホームページでご覧いただけるようにいたします。
2	国民の権利権益が、明確に定義されていればOKです。	国民の権利権益については、1編2章(2)で国民の権利権益に係る損失保障の迅速な処理に努めること、また、4編3章2(1)(2)で損失補償及び損害補償について明記しました。
3	緊急時に、どのような方法で、どこまで提供するのか定義して欲しい。	1編2章(3)「国民に対する情報提供」において明記しました。また、自然災害における情報提供をベースにして、あらゆる通信手段等を持って周知に努めます。
4	テロや有事において、区の職員でそのようなことを考え、対処できる人が何人いるでしょうか？危機管理などに慣れている退職自衛官を職員として雇用した方が、スムーズに対処できると思います。	今後に向けての参考意見といたしたい。
5	仮に自衛隊に病院や公共施設を提供した場合、区民はどこに逃げればいいのか不安になりました。	2編1章第2、1(4)「防衛行動と避難住民等の錯綜防止」等で明記しました。平素から関係機関との情報・意見交換に努めます。
6	単身者についても考慮して欲しい。	町会・自治会などの横のつながりや災害協力隊の活用の中で、相互支援等の方向で考えてまいります。
7	北朝鮮からの武力攻撃はもとより、その兆しがあった場合又は天災も含めて区内が混乱した様な時に、大量殺傷物質がバラまかれた等のデマにより、朝鮮・韓国人への蔑視は、両国の親善に大きなダメージとなり、修復がきかない。アジアの人々の協力なしでは日本の体制は維持できない。外国人問題の視点からもこの問題をとらえるようお願いしたい。	外国人への配慮については、1編第2章(9)で国民保護措置の対象であることを明記しています。今後ともご意見の方向に沿って、この問題をとらえてまいります。また、正確な情報の伝達に努めます。
8	流言飛語に対する対策	
9	伝達が不可能な聴覚障害者については、どのように伝達するのでしょうか。	自然災害の対策とも合わせ、最新の通信機器を活用し、あらゆる障害の種別に応じたきめ細かい伝達の方法や対策を進めてまいります。本計画に取り入れます。

第1編 総論

	意見概要	意見に対する区の考え方
10	住民によりもっと周知できるように手話講習・要約筆記講習の体制を確実に出来るようにして欲しい。 災害弱者に対して、十分な対策が取れているか確認して欲しい。災害協力団会議などで障害者本人が参加できるような配慮を通知させていただきたい。経験を話してもらうことが重要。	自然災害の対策とも合わせ、最新の通信機器を活用し、あらゆる障害の種別に応じたきめ細かい伝達の方法や対策をすすめてまいりたい。

第2編 平素からの備え

	意見概要	意見に対する区の考え方
1	第2編が抽象的すぎる。 拠点病院の指定と24時間救急体制の確立を明確にしないとサリン事件の教訓は生かされないのでは？	地域防災計画に示した仕組みを活用し、自然災害の対応に準じて行います。国民保護計画の趣旨から本編記述にとどめます。
2	武力攻撃があった時、60年前の戦争より被害が大きいことは充分に考えられる。例えば、ビルの崩壊により、道路がふさがり、避難出来ない、救援する車が通行出来ない等有るその場合の対応策は？ 高層ビルの崩壊で飛び散るガラスによる被害の予防等 何かがおきてからの対応策はしっかり計画されていても、おきる前の安全策が具体的に計画されていない。(例)ビル建設を減らす。シェルターを増設する。	今後に向けての参考意見といたしたい。
3	単身者どうしの助け合いの体制作り等も考慮に入れて頂きたい。	町会・自治会などの横のつながりや災害協力隊の活用の中で、相互支援等の方向で考えていきます。
4	直ちに職員として対応できるのか。職員は区内に在住しているのか。	事態発生時の初動対応に万全を期するため、初動体制及び職員参集基準を盛り込むことといたしました。
5	町会の果たすべき役割は？	第2編1章第2及び3編3章7において、その役割を記述いたしました。
6	訪問先、確認先に聴覚障害者がいた場合どうなるのか？事前説明・周知の中に「音声だけでは伝わらない」ことも加えて説明して欲しい。	警報が確実に伝達されるよう、災害時要援護者避難マニュアルの作成などを通じて、今後具体的にすすめてまいりたい。本計画の中に取り入れ、情報障害者への配慮をすすめてまいりたい。
7	聴覚障害者や高齢者、外国人へのサイレン音の周知について、赤が警報、黄色が注意というフラッシュランプ形式の設置の工夫を。	

第2編 平素からの備え

	意見概要	意見に対する区の考え方
8	訓練への参加は、絶対に自発的であるべき。半ば強制的な訓練は、よその国からは、日本は戦争の準備を始めたと見られる。	国民保護法第4条2項で、「国や地方自治体が要請する国民の協力は、自発的な意思によるものとされ、強制にわたることがあってはならない」と定められています。
9	職員だけでなく、区民も研修に参加できるようにしてほしい。小さい子供も含め家族全員で参加できるようなものであると意識できる。	今後の区民への啓発や訓練に生かせるよう、本計画に取り入れます。
10	通信の確保について、全ての情報収集には電源の確保が必要。有効的な訓練は電源をOFF状態にして、停電にどう対応するか。	今後、訓練を計画するうえで、参考といたしたい。
11	要援護者の情報を共有し、援護がもれる事のないような体制を整えるべきと考えます。	第2章 1(3)「高齢者・障害者等災害要援護者への配慮」及び第2章2「避難実施要領のパターンの作成」で記述しました。 災害時要援護者の避難・誘導については、区としても、防災カルテの活用とともに、災害時要援護者の把握や避難実施方法の検討を行なうなど、今後作成するパターンの中で検討いたします。
12	身体に障害のある方、高齢者の方が江東区にも沢山います。いざ避難の時は、取り残されてしまいますので、弱者の避難方法を最優先に考えていただきたい。	
13	84歳で一人暮らし。ヘルパーさんがいないと階下に降りられない。日頃から調査して登録のうえパッチ等をいただくと安心できると思う。	
14	発達障害の娘がいます。災害の時、発達障害の子はパニックが悪化する場合もあり、家族も大変。(避難の際)回りを気をつかわず、過ごせる場	
15	江東区の乳幼児の数は急激に増えていることもふまえて、避難実施要領など考えて下さい。	
16	今国民は自由主義を勘違いして、平和ボケをしている。戦争の悲惨さを学び、胸襟を開いて現実に対するNBC攻撃による災害に対処方法を学ぶ。 ・国民保護法に関する啓発の必修を願います。	国民保護に関する啓発については、2編4章1で明記しました。今後は、これに従って啓発に努めます。
17	「治に居て乱を忘れず」机上のものにならぬよう、区民一人一人がどう行動したら良いのか、PRの程よろしく願いいたします。	
18	住民に徹底理解させ、説明会も時々開いて欲しい。子供や高齢者にも分かり、それが守られるよう徹底して下さい。	

第3編 武力攻撃事態等への対処

	意見概要	意見に対する区の考え方
1	誰がどこに攻撃に来るのか？	区国民保護計画が対象とする事態については、1編5章に記述したとおり、都国民保護計画において想定されている事態を対象としています。
2	区の知らせがスピーカーで聞こえてきますが、沢山のマンションがある中では、反響でほとんど何をいっているかわかりません。又、あまりにゆっくりで文章としてはとてもわかりづらいです。緊急の事態が起こった時は役立たないような気がします。対策を考えて下さい。	同報系無線については、今後も聞き取れるよう改善に努めます。3編2章2「通信の確保」で記述しましたが、同報系無線のみではなく、あらゆるメディアを使って連絡に努めます。
3	日頃から、警報のアナウンスの音がよく聞き取れなくて何を言っているのかわからない。放送についてスピーカーを考慮して欲しい。	
4	情報提供の手段としては、防災行政無線は必ずしも有効ではないので、他に視覚的・聴覚的に有効な改善策を具体的に整備するべきと考える。	同報系無線のみではなく、あらゆるメディアを使って連絡に努めます。ご意見は今後作成する避難パターンの参考といたしたい。
5	マヒがあり走れません。耳の聞こえない人や目の見えない障害を持った人への伝達方法を考えて欲しい。	
6	緊急事態の住民への指示、連絡は？	3編第5章第1「警報の伝達」及び第2「避難住民の誘導等」で必要な事項について明記しました。
7	集合住宅（マンション）の住民の避難誘導に関して非常に不安。外人も増えている。	3編第5章第2、3「避難住民の誘導」に記述したとおり、避難・誘導ができるよう配慮してまいりたい。
8	避難先の的確な指示	3編第5章第2「避難実施要領の策定」に定めたとおり、迅速かつ的確な避難、誘導に努めます。
9	ケガ人に対する十分な応急措置体制	3編第6章「救援」で定めたとおり、医療活動や衛生管理に努めることを明記しました。
10	離反した家族との連絡方法の整備	3編第7章「安否情報の収集、回答」の記述に従い具体的な対応の整備を図っていききたい。

第4編 復旧

	意見概要	意見に対する区の考え方
1	橋が破壊された場合の具体的、復旧、補完策を盛り込んで下さい。	計画の趣旨から、2編3章1「区における備蓄」の記載にとどめることとし、本格的な復旧は、国や都が定める復旧計画に従って対処してまいりたい。
2	橋の多い地域なので、万一の際の復旧資材の備蓄をお願いしたい。	

第5編 大規模テロ等

	意見概要	意見に対する区の考え方
1	テロで堤防の破壊等が考えられるのではないのでしょうか。	水防施設の破壊については、本計画に取り入れ、想定される事態類型に記述しました。
2	大規模テロとは何を想定しているのか？	都計画で想定している4類型（危険物質を有する施設への攻撃 大規模集客施設への攻撃 大量殺傷物質による攻撃 交通機関を破壊手段とした攻撃）を想定しています。
3	警察、消防、自衛隊等との連携協力について年1回以上の何らかの訓練を行うことを義務づけることを希みます。	第5編1章6「訓練等の実施」に明記した趣旨に基づき対応いたしたい。
4	一時的に人が一番集まるのは駅で、その中でも東陽町駅のラッシュ時に緊急対処類型が発生した場合、人的被害、交通網の遮断、精神的ダメージ等平時における警戒・監視の重点地域。	東陽町の乗降客数については、ご指摘のとおり、区内最多になっています。第2章「平時における警戒」の記述に沿って、他の駅も含めて対応してまいりたい。
5	国・と都の連携協力はよいが、区の独自性がないと思う。区は海と川に面しているので、そちらからの防御面の対処がわからない。例えば、監視台の設置や監視装置を置く等。	区の特徴は、第1編4章で記述しました。具体的な対応については、国と区の役割に沿い、対応いたしたい。

編に分類されない意見

	意見概要	意見に対する区の考え方
1	災害時の避難場所が少ないから遠い、もっと増やす。トイレの増設。歩道を広げて通りやすくする。高層建築を10階くらいに制限する。	避難場所は都が指定しており、地域防災計画の中で整備を図っています。トイレについては、区でも備蓄を行っているところです。その他は今後の参考意見といたしたい。
2	海辺である事、上陸侵攻等への対処は	1編4章4「想定される避難の形態と区による誘導」等に明記されています。
3	住民説明会は実施したのでしょうか。その中で、情報も保障されていたのでしょうか	説明会は実施しておりません。
4	土地・財産を奪われ、動員体制に組み込まれ、拒否すれば罰則等を受けることになるのでは。	国民保護法では、危険物質や原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止のための措置命令違反など、災害対策基本法などの現行法が類似の行為に罰則を科している場合には、基本的人権に十分に配慮しつつ、同様の罰則を科すこととしています。
5	ミサイル・核の防御を一区民としての心がけを分かる範囲で知らせて欲しい。	今後の啓発活動の中で検討し、対応いたしたい。
6	外部あるいはテロ対策も結構ですが、それよりも原子力発電所の事故による放射能対策が必要なのではないのでしょうか。ヨードの備えや配布、どこに避難したらよいかなどの情報がない。	大規模災害対策の一環として、今後の参考といたしたい。
7	国民保護によって、国民生活がどう変わるのか具体的に教えて下さい。	国民保護は武力攻撃事態の際に、迅速かつ的確な避難・救援ができるように定めるものですが、平素の日常生活で具体的に生活が変わることはありません。
8	申請の時にあらかじめ紙にまとめて文章として書くだけでなく、絵も描いたほうが効果的。外国人にも有効。手話通訳も必要。(56-1)	災害時の対応に当たっては、災害時要援護者に配慮したものといたしたい。
9	小型の対空・対艦高性能ミサイル艇 1000隻配備すべき。順次、中型、大型艇も配備すべき。軍備なくして国守れず。	防衛力の整備に関することは、国の役割と認識しています。

国民保護法制全般にかかわること（１）

	意見概要	意見に対する区の考え方
1	国の政治姿勢を憲法に基づく平和を基調とする外交が一番重要。この計画は世論操作では？	国の外交努力により、わが国に直接脅威が及ばないようにすることが重要なことです。
2	原因を取り除くことが「安全対策」です。基地をなくし、自衛隊を災害協力隊に変え、日米安保条約をなくし、平和条約をどの国とも結ぶこと。	国の外交努力にも関わらず、実際に武力攻撃事態が発生した場合、国民の生命、財産を保護し、被害を最小にすることを目的に国民保護法が制定されました。
3	「武力は保持しない、交戦権は認めない」とした憲法を守ることです。日本は平和憲法のお陰で60年間戦争がなかった。武力攻撃の対処というが、どこの国が攻撃してくるといえるのか。非現実的な想定はしないで欲しい。	区は、国民保護法第35条の定めに従い、江東区国民保護計画を作成いたします。
4	今、日本には世界に誇れる憲法があり、守られているのに変ですね。	
5	日本には平和憲法が有るお陰で、60年間戦争もなく平和でした。それなのにどこかの国が攻めてくることを仮想したり、テロなどいかにも起きそうな事をあげ、区民に恐怖心や威圧感を与えるものになっている。	- 国民保護法第35条 - 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
6	戦後60年間、平和憲法をもと平和的に世界各国と外交を推進してきた結果、外国から攻撃されることもなく、戦争の被害を防いできた。区がやるべきことは、国が平和的に問題を解決するために国際的に活躍するよう働きかけることです。	
7	区の平和宣言の趣旨を踏まえて、憲法の平和宣言を遵守する旨を冒頭には是非記載して頂きたい。	
8	一体誰が武力攻撃するのでしょうか。一体誰がNBCこうげきをする意思と能力を持っているのでしょうか。それよりも世界に平和を訴え、核兵器全廃を訴え、憲法を守ることが重要。	
9	国民保護計画は、憲法9条を改悪して、日本を戦争をする国にするためのものではないか。アメリカの海外で引き起こす戦争に協力し、支援するからこそ国民を危機に陥れるのではないのでしょうか。	
10	国・自治体が住民の命と暮らしを守るのは当然の義務。平和憲法のもとで、平和外交をすることが国民を保護することではないのでしょうか	
11	戦争を想定するのではなく、憲法を柱とした平和な国づくりを求めます。	
12	日本には憲法9条があり、それに基づく平和外交を国に求め、区民の世論を高める事が一番大事。	
13	戦後61年間武力の行使で1人も殺すことなく過ごしてきた。これは憲法9条のお陰で、日米安保や自衛隊の存在によって平和が保たれてきたわけではない。	
14	9条を堅持して、経済・文化・医療等の国際貢献に励めば必要なし。	
15	世界を見渡して、テロに襲われている国は、現に戦争している国や内部に紛争を抱えている国ばかり。つまり良い外交関係を保っていくことのみが、テロ回避の手段なのだから	
16	国の安全を守るためには、「有事にならない最大の国民保護は、平和憲	

国民保護法制全般にかかわること（２）

	意見概要	意見に対する区の考え方
1 7 1 8 1 9 2 0 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 2 7 2 8 2 9 3 0 3 1	<p>法を守り、平和外交を貫くこと」にあり、江東区として政府に求めていくことにあります。</p> <p>国の政治姿勢を憲法に基づく平和を基調とする外交が一番重要。日本も核武装など大臣や政府要人が公然と口にするなど、これまでの平和外交を転換させるかの発言を慎み、憲法を前面にした外交努力をするなら、武力攻撃もテロの攻撃もないと思う。</p> <p>平和憲法があるのに仮想敵国を元に国民保護法を作ることには反対。日本が先頭に立ってアジアの平和を守るのが筋で、区民を守るのが最大の保障と思う。平和外交のみ。</p> <p>「攻撃」とか「テロ」とか云ってますけど、どこが攻めてくるのですか。区は平和憲法に基づく平和外交を国に求めるべきです。</p> <p>憲法に基づく平和外交こそ、区民の命と暮らしを守る最大の保障です。</p> <p>平和外交を求めることこそ、真の国民保護である。</p> <p>区民の命と財産を守るには、有事を想定した条例は必要ない。区は、都や国に対し、日本国憲法に基づいた平和の外交を展開するよう求めるべきです。</p> <p>（自身の被爆体験の記載後）戦争は絶対ダメ。平和な話し合い。</p> <p>非現実的な想定をしないで、憲法に基づく平和外交を国に求めていくことが今必要なことだと思う。</p> <p>可能性ゼロとは云えないが、武力攻撃などありえないと思う。又、その為の外交努力こそが大切。</p> <p>武力攻撃の恐れがあるならば、平和外交の力で解決するように意見を上げるべき</p> <p>有事にならないように平和憲法のもとで、政府に平和外交を強く求めて欲しい。</p> <p>「武力攻撃事態法」にもとづく「国民保護計画」は、災害救援時における住民避難訓練とまったく違います。しかし、自治体は同じようなものと思わせ、住民の批判をさげようとしており、江東区の「計画」もそのように描いています。</p> <p>アメリカが海外でひき起こす戦争に自衛隊を巻き込み、その支援活動に国民（区民）を強制動員する危険なものです。私はアメリカのおこす戦争に協力するつもりはありません。</p> <p>国民保護計画の危険な内容には反対。撤回を求めます。</p> <p>「国民保護計画」は国民が知らないうちに施行されたのです。計画の中にある「武力攻撃」「大規模テロ」を心配する必要があるという前程が納得できない。</p>	<p>国の外交努力により、わが国に直接脅威が及ばないようにすることが重要なことです。</p> <p>国の外交努力にも関わらず、実際に武力攻撃事態が発生した場合、国民の生命、財産を保護し、被害を最小にすることを目的に国民保護法が制定されました。区は、国民保護法第35条の定めに従い、江東区国民保護計画を作成いたします。</p> <p>- 国民保護法第35条 -</p> <p>市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。</p>

国民保護法制全般にかかわること（３）

	意見概要	意見に対する区の考え方
3 2	アメリカが海外でひき起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を強制するものと思われる。元の法律にある・住民の安全より軍事優先・アメリカの戦争へ全て強制動員・国民の自由と権利の制限が素案には書かれていない。	国の外交努力により、わが国に直接脅威が及ばないようにすることが重要なことです。
3 3	平和を戦時体制に引き込んでいく。絶対に成立させないで下さい。テロは武力で解決できません。	国の外交努力にも関わらず、実際に武力攻撃事態が発生した場合、国民の生命、財産を保護し、被害を最小にすることを目的に国民保護法が制定されました。
3 4	武力攻撃事態法は亡国の悪法である。学校のイジメと同じで子供の命も区民の生活も悪法では守れない。撤回を。	区は、国民保護法第35条の定めに従い、江東区国民保護計画を作成いたします。
3 5	特に着上陸侵攻や弾道ミサイル攻撃など起こるはずは無く、いたずらに区民を脅かすだけである。	- 国民保護法第35条 -
3 6	60年前の日本に逆戻りさせるような地方自治体の条例は撤回すべき。	市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。
3 7	国民保護法はいりません。災害対策法に換えて自然災害、地震対策を磐石になものにして下さい。	
3 8	区は、区民の安全、特に地震や風水害など自然災害などできちんとした計画を作ることが先で、ミサイルとかテロとかの武力による事態のことは国の問題だと思う。江東区にはこの計画は必要ない。	
3 9	北砂には地震がおきた時に住民が避難する場所がありません。国民保護計画よりこちらのほうが心配です。	
4 0	災害対策に力を入れて欲しい。	
4 1	武力攻撃？大規模テロ？このような事態以前に大震災等の対策を	
4 2	老後生活の対策に大きな関心がある。先走ったテロ対策とか生命・財産を守るとか余りにも戦中を思わせる区政には賛成できません。もっと高齢者の実態を把握した心の温まる区政をして下さい。	
4 3	区民の切実な日常要求こそ行政が取り組むべき課題でしょう。	
4 4	区民のくらし安全に税金を有効に使うことに力を注いで欲しい。	
4 5	高齢者、子ども達など区民のくらしにもっと目を向けるべき。	
4 6	余計な財政支出を控えて保育や老人医療等安心して住み続けられる街を作して下さい。	
4 7	教育にもっとお金を出すべき。	
4 8	交差点の案内が不十分。「交差点案内システム」の構築を	
4 9	道路・橋を火災・水害に強いものにすべきです。避難・救援・武力攻撃の組織体制はそのうえでできる事	
5 0	「国民保護」や「避難」の計画は米軍や自衛隊が主導することになり、国民の安全より軍事行動が優先することになる	
5 1	住人が逃げるのみでは危険ですので、いつでも出動できる男性の方々を	

国民保護法制全般にかかわること（４）

	意見概要	意見に対する区の考え方
5 2	<p>訓練してもらって、いざという時に警察の代わりになってもらう制度を作 って欲しい。役所の方々もいざというときに区民の安全を守るために働い て下さい。</p>	<p>国の外交努力により、わが国に直接脅威が及ばない ようにすることが重要なことです。</p>
5 2	<p>二度と戦争を起こさないための声を具体的に国に働きかけることが区民 として行うことで、武力攻撃やテロへの対処に向かうことではないはずで す。</p>	<p>国の外交努力にも関わらず、実際に武力攻撃事態が 発生した場合、国民の生命、財産を保護し、被害を最 小にすることを目的に国民保護法が制定されました。</p>
5 3	<p>戦争になったらおしまいです。日本は近隣諸国と仲良くして戦争しない ようにして下さい。</p>	<p>区は、国民保護法第35条の定めに従い、江東区国民 保護計画を作成いたします。</p>
5 4	<p>戦時中の「国家総動員令」を思い出す。戦争は二度とやってはいけない。 もっと真剣に平和の追求をするべき。</p>	<p>- 国民保護法第35条 -</p>
5 5	<p>住民を守ってくれる新しい法、企画ができ、住民の意見を聞いてもらえ る事は、嬉しいことです。</p>	<p>市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に 基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければな らない。</p>
5 6	<p>平和都市宣言の街、江東はもっと平和を愛する声を大きくしていくこと。</p>	
5 7	<p>政治は平和の努力をすべき。被爆国、侵略戦争、東京大空襲、二度と繰 り返させないため。</p>	
5 8	<p>武力やテロ攻撃の備えに精力を注ぐのではなく、世界の平和・諸国民との 友好に国も自治体も予算の使い道を含め、全力を傾けるべき。</p>	
5 9	<p>社会・経済的不平等や不安を無くせば、オウムのような組織は出てこない はず。</p>	

パブリックコメントの方法・期間等について

	意見概要	意見に対する区の考え方
<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14</p>	<p>素案の概要のみを示し、三週間以内に意見を寄せろなどという粗雑で乱暴な提案。 意見集約期間が3週間というのは短かすぎます。これで「作成」では民主的ではありません。 短期間に多くの意見を聞くことに無理がある。 拙速に計画など作るべきでないと思う。 募集期間が22日間では短すぎる。まだ知らされていない区民が沢山いる。区報も全家庭に配るべき。 重要な案件をわずか3週間で意見集約をすることは無謀すぎる。 素案はその柱しか紹介していない。実物は、113ページにも及ぶ。区報では3週間との期限を切っているが、どれだけの人理解できるでしょうか。最低限、区民の間で十分議論を尽くす機会を与えるべき。区民に理解しやすい計画に練り直すべき。 区民の声を充分聞いてから決めるべきで、急いで決めることはないと思います。 計画の柱だけを知らせて意見を寄せよとは言語道断、しかも3週間で新聞折込のみで終わらせること自体安易だ。 区報1面で、募集期間は3週間以上とありますが、どの位の期間なのかと思えば3週間以内ではないですか。 わずか3週間という短い期間で、113ページもある内容をどれだけの人理解できるのでしょうか？区民に周知徹底できないような計画は撤回すべき。 区報で知っただけで、全文は見えていない。まだまだ区民に知られてなく、決定するのは問題。 意見提出がわずか3週間以上で11月30日まで。私は区役所に行き、区報を見て初めて知りました。内容はこれからです。</p>	<p>意見募集期間については、江東区パブリックコメント実施要綱に基づき、計画策定スケジュール、具体的には国民保護協議会に提案する修正文案の作成期間を配慮して決めました。 方法は、回答用葉書を刷り込んだ区報臨時号を発行し、全文をホームページに掲載した他、区役所、出張所及び図書館に閲覧用冊子（全文印刷）を配備するなど、多くの区民の方々が閲覧可能な方法を採用しました。</p>